

法定外公共物（里道・水路）の払下げ方針について

令和 6 年 4 月 30 開催の第 1 回不動産価額評定委員会により決定済み。

里道・水路払い下げについての方針

（定義）

この方針において「実勢価額」とは、固定資産評価額を 0.7 で割戻した額をいう。

$$\text{実勢価額} = \text{固定資産評価額} \div 0.7$$

1. 一体として利用する土地の現況地目が宅地及び雑種地の場合は、実勢価額を希望価額とする。
2. 一体として利用する土地の現況地目が宅地及び雑種地以外の場合は、実勢価額を希望価額とするが、実勢価額と近隣の取引事例価額の差が大きい場合、近隣の取引事例を希望価額とする。
（田・畑・山林・原野）
3. 上記によりがたい場合は、別途考慮するものとする。